

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行の価格	募集の価格	利率	初期利率
利付国庫債券（二年）（第四百四十四回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	九百九十九億六千万円	額面金額で千億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年十一月二十日	額面金額百円につき九十九円九角六銭	年一パーセント	平成十六年五月二十日算出た
財務大臣 谷垣 禎一											金額を支払う。ただし、支払期

財務省告示第六百七十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平成十五年十一月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十一月十九日

十	十	十	十	十		十
八	七	六	五	四		三
払	募	払	元	償	償	後
込	集	場	利	還	還	の
期	期	所	金	金	金	利
日	間		支	額	限	子
						以

平	十	平		日	額	平	る	い	日	毎
成	五	成		本	面	成	利	て	を	年
十	年	十		銀	金	十	子	、	支	五
五	十	五		行	額	七	を	そ	払	月
年	一	年			百	年	支	の	期	二
十	月	十			円	十	払	日	と	十
一	十	一			に	一	う	以	し	日
月	四	月			つ	月	。	前	、	及
二	日	五			き	二		六	各	び
十	ま	日			百	十		月	支	十
日	で	か			円	日		間	払	一
		ら						に	期	月
		平						属	に	二
		成						す	お	十

$$\frac{\text{償還利率}}{100} \times \frac{0.1}{1} \times \frac{1}{2}$$

が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。）